

本願寺史料研究所報

第 6 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一一

内線(四二二)

発行人 所長 千葉 乘 隆

発行日 一九九三年 四月 一日

飯貝本善寺所蔵の 無碍光本尊について

井川 芳治

はじめに

奈良県吉野郡は、暦応元年(一一三三)覚如と存覚の下向により、真宗の教線が伸張した地域であり、その結果、蓮如の『吉野紀行』に見られる「のながせ」(大塔村辻堂)・「下淵」(大淀町・下市町辺り)・「河づら」(吉野町飯貝)等に本願寺系の門徒が形成されている。また、『拾塵記』によれば蓮如晩年の明応四年(一四九五)秋には飯貝に本善寺が創建され、やがて実如治山のもと蓮如十二男実孝が入寺している。

現在、本善寺には紺地金泥の無碍光本尊(光明十字名号)

が二幅所蔵されるが、一か寺に無碍光本尊が二幅伝わることは極めて異例である。そこには何らかの考えてみるべき事情があるかのように思われる。本善寺に所蔵される無碍光本尊の内の一幅は裏書が付されていない(本善寺A本とする)が、もう一幅には文明九年(一四七七)四月五日の年記を持つ「奉修複方便法身尊号」と記される蓮如の裏書が付されている(本善寺B本とする)。

本善寺A本



本善寺B本



小稿は、なぜ本善寺に本善寺A本・B本の二幅の無碍光本尊が所蔵されるているのかを中心に、本善寺創建以前とその後における飯貝の帰属問題や、本善寺B本の裏書が含む問題について若干の考察を加えることを目的としている。あわせて三河土呂本宗寺門徒の大和伸張を裏付ける新史料の紹介を行いたい。

一 本善寺A本・B本と上宮寺

蓮如の吉野下向は、『吉野紀行』に「応仁二年孟冬仲旬」とあるが、蓮如と吉野の関係はそれ以前から交渉が持たれたたであろうことが実悟の『拾塵記』に「大和国芳野郡官上府郷内飯貝村二一寺御建立アリ、コレ寛正年中此所御覧アリシ所」とあることから判明する。この『拾塵記』の本善寺創建の由来によれば、おそらく本善寺には寛正年間に蓮如が下付した本尊があり、その裏書が現存する可能性が想定できる。宮崎円遵氏によれば本善寺には、「方便法身尊

号、寛正二年辛巳二年廿六日、大谷本願寺釈蓮如(花押)」と記された裏書残簡が所蔵されている(「蓮如の吉野の旅『真宗史の研究』下巻一〇九頁)。この裏書残簡は本末関係や住所・願主部分が失われているものの、名号本尊の裏書残簡であることから、先の本善寺A本の無碍光本尊と前引の『拾塵記』の記述との関連を窺わせる。本善寺A本は裏書が付されていないため、寛正二年二月廿六日の裏書残簡がA本の裏書として想定できるのではないか。これについては、京都興正寺蔵の紺地金泥無碍光本尊が本善寺A本と酷似していると思われるので、双方を比較してみたい。

興正寺本は裏書によれば、長禄四年(一四六〇)九月四日蓮如より江州真野の法覚に下付されたもので、上下の銘文へ伸びるそれぞれの光明の配列やその数(七本)は、ともに本善寺A本と一致している。とくに本善寺A本の上銘文(第十八願文)に記される「衆」の字は下部に「人」が横に並ぶ字形で、あまり他本に見られないことから、双方の下付された年月日がそれほど離れていないと考えられな

いであろうか。

興正寺本の下付は長禄四年(一四六〇)九月四日、本善寺A本の下付を寛正二年(一四六一)二月廿六日(裏書残簡)と考えた場合、寛正元年(一四六〇)は長禄四年十二月末のわずか十日間で、寛正二年二月まで半年しか離れていないことから、双方の形態が酷似していると理解したい。この点を、寛正二年二月廿六日付の裏書残簡を本善寺A本の裏書と想定する根拠として置きたい。

ところで筆者は、三河上宮寺旧蔵の蓮如墨筆上下銘文付十字名号(昭和六十三年八月焼失)の裏書であろうと推定

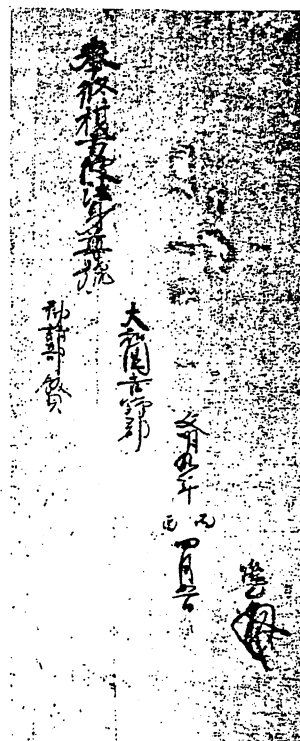
される「寛正二歳辛□九月二日」「願主釈如光」に下付された裏書（焼失）が、本善寺蔵の二本の無碍光本尊となんらかの関連があると考えている。北西弘氏は、上宮寺には「おそらく如光が下付された本尊として、当時一般的であった金泥の方便法身尊号があり、この裏書はそれに付されていたのであろう。それがいつ頃から分離し、この墨字の名号の裏書と考えられるようになったのであろう」（「蓮如上人筆十字名号について」『蓮如上人研究会会誌』第六号）とされ、上宮寺にも紺地金泥の無碍光本尊が下付されていたであろうことを推定しておられる。この指摘は留意すべきものと思われる。蓮如は墨筆の十字名号に対して一般的に裏書していない。一例を挙げると、焼失した上宮寺旧蔵と同型の福井県永平寺町本覚寺に蔵される蓮如墨筆上下銘文付十字名号にも裏書はない。長禄・寛正期の裏書を付す十字名号本尊のほとんどは、紺地金泥の無碍光本尊であり、上宮寺旧蔵の裏書の書式がそれらの長禄・寛正期の無碍光本尊の裏書と酷似していることからすると、「寛正二歳辛□九月二日」「願主釈如光」に下付された上宮寺旧蔵裏書も紺地金泥無碍光本尊の裏書と考えた方が自然である。

では、上宮寺に下付されたと思われる紺地金泥の無碍光本尊は、現在どこに存在するかが問題となるが、恐らく本善寺A本・B本の内の一本が、元来、上宮寺に存在したものではないかというのが筆者の考えである。

その場合、可能性として、本善寺B本は願主如光に寛正二年九月二日蓮如より下付され、三河上宮寺から後に本善寺へ移動した（蓮如下付の裏書の分離時期は不明）ものか、あるいは、上宮寺との関係を示す門末記載や住所記載が失

われている（作意的に削除か）寛正二年二月廿六日の裏書が付されていた可能性が考えられる。もともと、上宮寺と全く関係のない寺院や門徒のところへ移動してしまったと考えれば、小稿は意味がなくなるので慮外に置く。前二者の可能性について本善寺B本の裏書から考えてみたい。

本善寺B本裏書



二 本善寺B本の裏書

蓮如下付の物件中、裏書に「奉修復」と明記され、現存するものは極めて少ない。あらためて「奉修復」と記されることにより、本善寺B本の裏書に現れてこない特異な背景があることを強調しているかのように思われる。単に表装が剥落し、修理したのであれば、下付当初に付されていたと思われる裏書をそのまま残し、修復後、裏紙面に張り移されるはずである。裏書は宗主と願主との師弟（本末）関係、および下付年月日と住所が明確にされる重要な役割を有すからである。しかし、それを剥し、書き改めたものと仮定した場合、本善寺B本の裏書は、表装の修理に留ま

らず、「奉修復」と記載される以前の旧裏書の内容そのものに問題があったからではないかと推測できる。

これについては、青木馨氏が注目され、詳細な検討を加えておられる（「三河本宗寺について」『同朋学園仏教文化研究所紀要』九号）本善寺所蔵『皆成院実孝書』（以下、『実孝書』と略す）を参考にしなければならない。青木氏によれば、飯貝に中心となるべき坊主がいなかったため、その地の指導者として「三河の人で寿徳という人」が置かれ、三河の「寿徳」と松阪市射和本宗寺蔵の蓮如・如光連座像の裏書に記される願主「寿徳」が同一人物であるという。さらに寿徳は、「連座像の願主となりうる程であるので上宮寺の門末でもむしろ有力な存在」であったとされている。吉野（飯貝）と上宮寺系の三河門徒は、両者を結ぶ中間地であり、『別本如光弟子帳』によれば上宮寺下道場と考えられる射和を通じて交渉があったと考えられる。射和の本宗寺蔵蓮如・如光連座像裏書は次にごとくである。

積蓮如（花押）

応仁二歳 十一月一日

願主釈寿徳

（以上、蓮如筆）

――（裏書紙継目）――

（以下、実如筆）
祐慶門徒吉野郷川頼庄飯貝

伊勢国飯野郡

中万郷射和

明応八年己未八月十一日

願主釈寿正

右の裏書の書式が特異であるため難解であるが、右の裏書により、寿徳は飯貝に形成された「祐慶門徒」の指導者として関与していたとも考えられ、また、寿正については、裏書の年月日から判断して、寿徳が飯貝へ下った後、射和を受け継いだ寿徳の後継者ではないかと推察できる。

『実孝書』によれば、寿徳の往生後、再び坊主がなく、蓮如に上申したところ「三河の人にて佐々木の下」（上宮寺傘下）の慶順を下されたとある。さらに、「慶順ハ佐々木の下にて候間、なら衆も佐々木門徒たるへきよし被申候つる、然共それはいはれぬ儀被申候、前々住様より被仰付候て、慶順時より直ニ参候つる」とあり、三河佐々木（上宮寺）と蓮如の間で飯貝の帰属問題が浮上したと見ることができよう。上記により、本善寺蔵B本の裏書には、「佐々木の下」である慶順の関係から、当初上宮寺傘下の裏書（年記はおそらく寛正二年）が付されていたと推定できるが、寿徳後継の慶順の時から直参となり（青木前掲論文）、慶順以後、本願寺直参を示す現存のB本裏書に改められたのではないかと考えられる。

本善寺B本裏書の願主部分に注目してみると、この裏書は願主が記されていないため特殊であり、なにか示唆しているように思われる。これについて宮崎氏は「この裏書の飯貝の次は切断されていて充分ではない」（前掲論文）とし、願主部分の切断を強調されているが、蓮如は意図的に当初から「飯貝の次」は何も書かなかったのではないかと推察する。奈良県下市願行寺に蔵される紺地金泥の九字名号本尊の裏書を注目しなければならない。それによれば「不思議光、明応三年甲寅十一月八日書之、摂州住吉郡堺北庄、

山口信証院為常住物」と記載され、署名箇所は剥落して判読できないがやはり願主は記載されていない。「信証院」とは摂河和における蓮如の教化拠点であり、隠居所としての伝承もあることから、願主は蓮如自信と考えられる。これにより願主を記さない裏書は、蓮如が取り立てた坊（直参）であることを意味しているようにおもわれ、本善寺に蔵されるB本の裏書に願主がないのも同様に理解できよう。願主を記さない蓮如の裏書は、『真宗史料集成』第二巻の「蓮如裏書集」によれば、江州赤野井惣門徒中（親鸞絵伝）、江州金森惣道場（阿弥陀絵像本尊）、河内出口新坊（順如影像）、摂州富田坊（親鸞絵伝）、西本願寺（親鸞・蓮如連座像）にそれぞれ下付され、蓮如の教化の重要拠点であることが確認できる。とすると、蓮如にとっての本善寺の重要性を示すと理解できないであろうか。

絵像本尊や御影等は、状況の変化により所有者が変わることが少なくない。たとえば、富田坊に下付された親鸞・蓮如連座像が清水道場の了賢（鷲森別院蔵）へ、飛騨白川善俊門徒で奈良谷の円実（岐阜県大野郡清見村檜谷寺）に下付された阿弥陀絵像本尊が吉城郡古川町本光寺へ、また、堺の信証院（大阪府）に下付された紺地金泥の九字名号本尊が奈良県下市願行寺へ、それぞれ移動している。これらの例を勘案すれば、前述のように本善寺A本・B本の紺地金泥無碍光本尊の一幅は「佐々木」傘下の慶順の關係から、以前上宮寺に下付されたと思われる紺地金泥（寛正二歳九月二日の裏書）が飯貝へ移されたものである可能性はより大きくなるであろう。しかし、本善寺A本・本善寺B本のいずれが該当するかについては、本善寺B本の裏書が修復

裏書である点や『実孝書』の記載および裏書における願主不記載の問題などを考慮すると本善寺B本の可能性が大きい。本善寺A本の裏書と想定した残簡に意図的な削除を認めることも可能なので本善寺A本の可能性も捨てきれない。また、本善寺B本も元は上宮寺傘下を示す裏書で、直接飯貝へ下付されたとも理解できることから、真相の究明は後考を待たねばならない。

三 蓮如署名「隠士」・「陰士」

次に注目すべきは蓮如の署名である。通常、蓮如が下付した裏書は、「大谷本願寺釈蓮如（花押）」または「釈蓮如（花押）」と署名されるが、本善寺B本裏書には明らかに「蓮如」の名がみられない。一部にはこの裏書の署名を「蓮如（花押）」と解説されているようだが、宮崎円遵氏が「隠士力」とされたように（前掲論文）「隠士（花押）」、ないしは「陰士（花押）」と判読すべきであろう。

蓮如は、延徳元年（一四八九）七十五歳の時、実如の本願寺寺務を譲るが、これ以後も自ら裏書し「大谷本願寺釈蓮如（花押）」（海南市了賢寺蔵阿弥陀絵像本尊、延徳四年十月廿三日）や「釈蓮如（花押）」（枚方市光善寺蔵蓮如寿蔵、明応三年十一月廿八日）と署名していることから、隠居というよりもむしろ宗主さながらの活動を示す裏書が幾つか確認されている。隠居の意味で「隠士」と記したのであれば、延徳元年以降に下付された裏書にも「隠士」と記載されるはずであるが、これまでのところ報告されていないように思われる。また、応仁二年（一四六八）にも

讓状を記しているが、本善寺B本の裏書は文明九年（一四七七）であり、その間およそ十年間、「隠士」の仮号を使用していないことから、その意味を明確にできないが、隠居を表明するための意味ではないように思われる。

これについて、『蓮如上人遺徳記』に「永享第三辛亥の曆、先師十七歳にして青蓮院の門室に至て鬚髪を剃除し、すなわち広橋中納言兼郷卿を養父として、其名を中納言兼寿と号し奉る」（『真宗全書』第三卷八七一頁）とあり、広橋兼郷（日野家の支流）の猶子となったことが知られる。また、これを踏まえて佐々木芳雄氏は「『隠士』は蓋し陰子に通じ、猶子となった兼卿は、従三位であるから、陰位を受くべき子といふ意によって用いられたかと思う、されば隠れたる士の意味ではあるまい」（『蓮如上人伝の研究』）とし、「隠士」説を否定しておられる。この指摘は注意すべきであろう。このほか、「陰士」と記載される例は、文明十二年（一四八〇）六月十八日三河から上山した浄光・真慶・良全に手渡された消息に「陰士 御判」（稲葉昌丸『蓮如上人遺文』）とあり、また、「隠士」については西本願寺所蔵の安城御影の裏書が周知のところであろう。蓮如が「隠士」あるいは「陰士」と、仮号で署名した例は極めて稀で、しかも文明九年から同十二年頃までに限られているようである。この時期は、山科本願寺着工直前から構築中に相当するため、そこに何らかの関連があるかのようにも思われるが、史料が乏しく以後の課題としたい。

四 本宗寺の飯貝への進出

ところで、『実孝書』には慶順往生の後、明応五年（一四九六）二月、蓮如は本善寺を取立、やがて実孝が入寺し、大和一円の与力が整う。その後、三河土呂本宗寺の大和への教線伸張（永正から天文期）に伴い、飯貝の帰属問題が再度表面化したことが記されている。そこで次に、土呂本宗寺門徒の大和進出について検討したい。

蓮如が本宗寺を創建したのは、『本願寺通記』（卷二）によれば応仁二年（一四六六）で、『大谷嫡流実記』には「本宗寺ハ佐々木如光ノ勸メニヨリテ」とあり、如光の誘因により三河三箇寺（上宮寺・本証寺・勝鬘寺）の援助で建立されている。やがて三河三箇寺の与力体制が整うに従い天分期に本宗寺門徒が大和へ伸張している。『天文日記』には「奈良本宗寺門徒」（十二年正月七日条）などであり、『実孝書』の内容が裏付けられる。

ここで永正十七年（一五二〇）には「本宗寺門徒」が飯貝に進出していたことを明確に示す裏書が西本願寺に所蔵されているので、紹介しておこう（裏書のみが未表装で保存されている。縦四三・〇 横二七・〇センチ）。

大谷本願寺釈実如（花押）

永正十七年庚辰九月十二日

本宗寺門徒和州

方便法身尊像

吉野郡官上部郷

飯貝

願主 釈了西

「本宗寺門徒」と記される裏書はこれまでわずかしら

れていないため、この裏書により本宗寺門徒の存在が明確になると共に、以前上宮寺傘下であった吉野郡飯貝へ本宗寺が進出した時期を特定できる画期的な史料として重視すべきものと思われる。

当時、飯貝本善寺には一家衆実孝（蓮如十二男）が住持していたにも拘らず、本善寺を手次とせず三河から進出した本宗寺門徒（了西）に対し、実如が直接、阿弥陀絵像本尊を下付した状況や、右の裏書寸法から判断して五百代の本尊と見られることから、すでに本善寺が存在する吉野郡飯貝へ土呂本宗寺系の道場を新たに設置し、その道場本尊として下付したのではないかと推察できる。なお、「願主釈了西」については、三河より派遣されたか、あるいは旧上宮寺傘下時代から在住した豪族を本宗寺直属に取立たかは定かではない。

右の阿弥陀絵像本尊の下付当時（永正十七年）、実孝はすでに本善寺（飯貝）に居住しているが、蓮如没後から実孝が入寺するまでのしばらくは、実如が本寺と兼ねていたようで、本善寺蔵の明応九年（一五〇〇）四月五日に下付された源空聖人御影と、同年四月十日下付の聖徳太子御影の裏書に願主の記名を欠くことから、恐らくこの頃、特定住持のない状況が想定できる。また、前述のように松阪市本宗寺蔵の二尊連座像裏書に「祐慶門徒吉野郷川頼庄飯貝」（明応八年八月十一日）と記載されるところから、当時本善寺の近郷に「祐慶門徒」（下淵円慶門徒の後継か）が形成されていたと考えられ、蓮如没後に至り本善寺の帰属を明確にさせる必要から、実如直属を示す裏書を付し源空・聖徳太子の両御影が下付されたのではないと思われる。

では、いつ実孝が入寺したかが問題となるが、『実孝書』には「七歳の時飯貝へ罷下候時前住様も御下向」（文亀元年）、『大谷嫡流実記』には「永正年実如上人ヨリ実孝へ御付属シ給へり」とあり、いずれも実如期に入ってからで、遅くとも永正二年（得度十一歳）までには本善寺に住持していたと考えられる。しかし、実孝は、『実孝書』の中で「我等を仰下しあるべきよし御領状候これは我等二歳の時の事」と記し、蓮如在世中の「御領状」を手中に収め、その威光で二歳（明応六年）の時に下向したことを強調している。これは土呂本宗寺の大和への教線伸張に対する自らの正統性を示したものである。

土呂本宗寺（実円）門徒の飯貝伸張は、本善寺実孝の吉野一円に広がる門徒衆に対する力が弱まったことを示唆しているのではないか。その背景として、永正十七年は蓮如没後二十余年を経過していることから、蓮如の威光も希薄となったことがあり、蓮如から実如へ世代の交代が確実に浸透したことの現れと見ることができよう。また、本宗寺実円は実如の四男で、長男照如（明応九年十二月）と三男実玄（永正十二年三月）はすでに早世し、次男円如も右本尊下付の翌年、大永元年（一五二一）に没したので、実質の嫡子として本寺の中核に参与したことからも、その地位は「末代一門タル」身分に準じたことと見るのはむしろ自然であろう。実円が土呂や英賀、そして飯貝に絶大な影響を及ぼした背景に、実如の本寺体制が確実に整備されたという状況があったものと考えられる。右裏書は飯貝の帰属について、本善寺実孝と本宗寺実円の間に確執が生じたと思われる『実孝書』の内容を傍証する史料として、以後重視すべ

きであろう。

おわりに

本善寺蔵の「寛正二年二月廿六日」の裏書残簡や、上宮寺旧蔵の「寛正二歳九月二日」に下付された十字名号本尊の蓮如裏書から推察し、飯貝坊舎（本善寺の前身）に、寛正二年の裏書を付す蓮如が下付した紺地金泥の無碍光本尊が存したと考えられる。そして、本善寺B本の裏書によれば文明九年四月五日に修復されており、修復以前の裏書を寛正二年と仮定した場合、その間わずか十六年と短期間で修理されたことを考慮して、さらに寿徳・慶順（「佐々木の下」と二人の三河門徒が下向したことを考えれば、本善寺所蔵の無碍光本尊のいずれかが元は上宮寺の存在したものであるとまでは言えなくとも、上宮寺傘下を示す裏書が付されていた可能性を想定してもいいのではないであろうか。しかし、本善寺B本に記される十字名号の「帰」の字が通常とは異なり古体に見られるため、蓮如が継職する以前からの本尊である可能性も考えられることから、必ずしも明かでない。いずれにしても本善寺B本の裏書（「文明九年四月五日」に修復）を以て、蓮如が飯貝を直参に取り立てたとは理解できないであろうか。なお、蓮如が「陰士」、あるいは「隠士」と記した裏書や、願主をあえて記さない裏書の書式については、以後さらに注目すべきであろうし、蓮如は暦応元年以降、大和一斤に形成された真宗門徒の要として、飯貝（本善寺）を重視したであろうことは想像に難くない。

〈付記〉

小稿は、筆者の専門的知識の未熟さから稚拙な内容となり、諸賢の御叱責を請う次第である。本稿作成にあたり御教示を同朋大学仏教文化研究所研究員の青木馨氏に、「陰士」については松平竜哉学兄に助言を頂戴した。記して謝意を表したい。

※ ※ ※ ※ ※

【埋め草・史料情報一 ☆裏書写四点】

左右田昌幸

裏書写に興味深いものを見出ししたので、史料情報として紹介して置きたい。所蔵は全て西本願寺。西本願寺にはこのような裏書写・裏書原本、さらに一紙文書形態の免物下付控と思われるものが若干所蔵されている。今後も興味深いものを選定して、史料情報として順次紹介して行ければと考えている。

翻刻に当たっては、出来るだけ原本に忠実に文字の位置関係を示すことに努めたが、必ずしも厳密に再現できていない。便宜的に史料番号と仮の表題を付し、法量を仮表題の下にセンチで示して置いた。一から四の裏書写の内、三の証如後家裏書案は奥書も含めて証如の筆跡である。一・二・四の筆跡は不明であるが、戦国期末から近世初頭の文書であることは間違いない。形態は全て一紙形態である。以下、充分な解題・解説は出来ないが、編集子が興味を持った点を若干指摘して解題に代えて置きたい。

一の実如裏書写には、二つの点に注目したい。一点目は永正十五年という年記、二点目は「願主釈妙忍」Ⅱ「順寛後家」と理解できるように、「後家」に下付された絵像本

尊であるという点である。

井上鋭夫氏によれば、真宗寺は元来、高田系の寺院で、七代順円の時に蓮如の傘下に参入した今立郡の大坊であった。十代順誓は天正三年（一五七五）織田軍の越前進入の時に討死するが、末寺を高田派に改宗させるとともに真宗寺も高田派に改宗し、寺院としての存続をはかる。また、蓮如傘下に参入して本願寺の直末寺院となつて以降も、永禄年間にも高田派との関係が確認できるという（『一向一揆の研究』、『越前若狭一向一揆関係資料集成』所収の真宗寺の「明細帳」などを参照）。しかし、金龍静氏によれば、越前の本願寺系の真宗寺クラスの大坊は永正三年（一五〇六）の一向一揆以降、加賀・越中に退転していたはずである（『富山県史』通史編Ⅱ中世）。もし、真宗寺が加賀に退転（江沼郡橋立か）していたとするなら、一の裏書が本貫の地名で発給されていることが問題となろう。裏書の地名記載を在地における地域認識や地名史料として利用する時の留意点となるであろうし、退転によって本貫地を離れても元の地名で下付申請していたこととなり、寺と本貫地・在地門徒との関係などを考える上で一つの問題を投げているように思われる（地域認識の問題は矢田俊文氏の「本願寺教団の裏書からみた一六一七世紀越後における地域認識」『環日本海地域比較史研究』一号を参照）。その点で、二の証如裏書写の善徳寺の場合は、越中の中で砂子坂・法林寺・山本里（永正六年以前）・福光（天文十二年以前）と寺基を移しているが（前掲『富山県史』参照）、移転先の「石黒郷福光」の地名記載になっているのが注目される。この相違は何に基づくのか。寺と在地との関係や

寺基を移す時の状況などが考えられるが後考を待ちたい。一方、真宗寺と高田派との関係を考慮すれば、退転しなかったと考えることもあるいは可能かもしれない。また、これには二点目の「後家」記載の問題が関連しているのかもしれない。時期的には「後家」の意味が現在の意味に固定的に使用されている時代であるので、この時、真宗寺八代順覚は死亡していたと考えられる。とすると、いま一つの可能性が浮上してこないか。「願主釈妙忍」Ⅱ「順覚後家」が、「越前国今北郡方上之庄」「橋立」の地名で絵像本尊の下付を申請したのであれば、永正の一向一揆で退転したのは住職の順覚だけであつた可能性もあるであろう。在地領主の政策や退転の実体を明確にする必要があるであろう。

さらに、三の証如後家裏書案に目を移すと同じ橋立真宗寺の九代順明の「後家」に再び絵像本尊が下付されていることも気に掛かる問題である。真宗寺が退転していないとすると、同一寺院への絵像本尊の複数下付の問題と真宗寺院における「後家」の問題の関係を説明しなければならぬであろう。いずれにしても筆者は、「後家」記載のある裏書の原本や関連の材料を持ち合わせていないので、読者の御教授を乞いたい。

四の証如裏書写は、裏書がどのような順番で読むべきものと認識されていたかを考える史料として選定した。使用されている料紙の大きさ・使用の方向も関連していると思われるが、元の裏書の様式通りには写し難い横位置で使われているので、余計に何から読むべきものと認識されていたかが、素朴に反映していると考えられないであろうか。

一 実如裏書写 (縦二六・二 横二一・二 楮紙)

大谷本願寺 釈実如 御判

永正十五年^{戊寅}五月十五日

方便法身尊像

橋立真宗寺

順覚後家

越前国今北郡方上之庄

願主釈妙忍

二 証如裏書写 (縦五九・六 横四〇・〇 楮紙)

釈証如

天文十載^{辛丑}九月廿二日

越中国利波郡石黒郷

実如上人真影

福光善徳寺常住物也

願主釈円勝

(墨線)

三 証如後家裏書案 (縦二一・五 横三二・五 楮紙)

本

天

方

橋立真宗寺順明後家

願主

(奥書)

裏書

坊主後家奉安之本尊可為此分

四 証如裏書写 (縦二六・六 横四一・二 楮紙)

実如上人真影 釈証如

天文十八載^{己酉}十二月十八日

越中国利波郡院林郷

重光村常願寺常住物也

願主釈賢勝

弘誓強縁多生

難値真実浄信

億劫難獲遇獲

行信遠慶宿縁

※ ※ ※ ※ ※

《編集後記》

発行予定より随分遅れてしまいました。

今回、原稿を寄せて頂いた井川芳治さんは、大学や研究機関・学会とは全く関係のないところで、真宗史に興味を持たれて独学しておられる方です。史料不足で論証が足りない部分などもあると思いますが、一人でこつこつ勉強して居られる井川さんの意の在るところを汲んで頂ければ幸いです。編集子としては、写真が鮮明に入れられなかったことが残念で、井川さんに申し訳なく思っています。

冊子の性格上、奇数頁では終われないことと、六十二円の郵送料の有効利用ということで、【埋め草】原稿を作成してみました。充分な解説を付けて紹介すべきなのでしょうが、ちょっとした史料情報になればと思います。(左)